

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月15日

【四半期会計期間】 第39期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 ホリイフードサービス株式会社

【英訳名】 Horiifoodservice Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤田 明久

【本店の所在の場所】 茨城県水戸市城南三丁目10番17号

【電話番号】 029-233-5825 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 大貫 春樹

【最寄りの連絡場所】 茨城県水戸市城南三丁目10番17号

【電話番号】 029-233-5825 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 大貫 春樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第3四半期累計期間	第39期 第3四半期累計期間	第38期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	4,726,705	2,392,702	6,148,219
経常利益又は経常損失(△) (千円)	179,305	△604,415	151,207
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (千円)	54,358	△802,680	△565,485
持分法を適用した場合の投資利益又は 投資損失(△) (千円)	1,272	△5,868	1,140
資本金 (千円)	292,375	292,375	292,375
発行済株式総数 (株)	5,670,000	5,670,000	5,670,000
純資産額 (千円)	2,458,644	1,024,592	1,833,047
総資産額 (千円)	3,688,027	2,842,118	2,887,291
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	9.59	△141.58	△99.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	3.50
自己資本比率 (%)	66.7	36.1	63.5

回次	第38期 第3四半期会計期間	第39期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△) (円)	15.36	△30.58

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式が無いため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が全国に波及する状況のなか、緊急事態宣言の発令を受け店舗休業及び時間短縮営業等を実施しましたが、その後全店舗の営業を再開し徐々にではありますが売上高は回復傾向を示してまいりました。しかしながら、冬季に向かうに従い当該感染症の第3波と見られる感染拡大が顕著となるなか、再度の営業自粛を余儀なくされる状況にあり、年間で最も繁忙期である12月に大幅な営業被害を被るに至っております。そのような状況にありますので、当第3四半期累計期間において営業損失621,482千円を計上するに至り、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

そのような状況のなか、当社は感染拡大防止を徹底するため、従業員の出勤前の検温、マスク着用の推奨、アルコールスプレーを要所に設置し手指の消毒の徹底等の対策を講じ、感染防止に努めた営業を行っております。

また、外出自粛が強く意識される社会情勢のなか、中食への需要は増加傾向にありますので、この状況への対応としてテイクアウト及びデリバリーの強化を進めており、当第3四半期累計期間においてほぼ全店舗での対応を完了いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に収束が見込めない状況下においては、業況の改善が困難と思われる店舗につきましては、閉鎖することにより全社的な損失拡大の防止を図っております。

以上の施策に加え、当社の店舗は個室型の店舗が大半を占めており、不特定多数のお客様が同席する状況を排除しやすく、比較的安心してご飲食いただける店内環境を利した営業も可能であろうと考えております。

また、資金面におきましても、従前に契約しておりましたコミットメントライン契約を更新し、あらためて2年間の契約を締結し、機動的かつ潤沢な資金の調達を可能とする体制を整えております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在するものの、重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び業績の状況

(業績の状況)

当第3四半期累計期間の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は秋季には一旦は収束の兆しが見えておりましたが、冬季に入り再拡大の様相を示しており、当第3四半期末近辺においては感染者数は過去最大を更新する状況に陥っております。また、重症者も増加傾向にあり、感染拡大は明らかに第3波の到来を示す状況のなか推移いたしました。

外食産業におきましては、緊急事態宣言の発令を受け感染防止に対する社会的な要請への協力が強く求められるなか、店舗休業や時間短縮営業等の対応を強いられてまいりましたが、秋季には感染者数が減少傾向を示し、国及び地方自治体による景気刺激策も功を奏し、一時的に飲食需要の回復が見られました。しかしながら、冬季に入り当該感染症の感染拡大が再燃し、非常に厳しい経営環境の中にあります。

当社におきましても、同様の状況下であり、本来年間で最も繁忙期である12月の売上が記録的な低迷に陥るなど、非常に厳しい状況にあります。

このような状況のなか、当社は営業再開後も感染拡大防止措置として、従業員の出勤前の検温、マスク着用の推奨、手指の消毒の徹底等の対策を講じております。なお、当社の店舗は個室型の店舗が大半を占めており、不特定多数のお客様が同席する状況を排除しやすく、比較的安心してご飲食いただける店内環境を利した営業を行ってまいりました。

また、外出自粛が強く意識される社会情勢のなか、中食への需要増加に対応するためテイクアウト及びデリバリーの強化を進めており、当第3四半期累計期間においてほぼ全店舗における対応を完了いたしました。今後は、メニューの充実を進め、当該販売の強化を更に進める予定であります。

なお、新型コロナウイルス感染症に対する予防及び治療の確立には時間を要する状況にありますので、生活様式の変化に伴う飲食需要の低迷から脱するには時間を要すると考えられますが、当社におきましては、上記の施策に加え様々な対応を検討実施し、営業状況の改善を進めて参ります。

また、当面は外食産業の市場規模は縮小が先行するものと予想され、厳しい競争のなか店舗の淘汰が進むものと思われまますので、不動産市場においては優良物件の増加が予想されます。これにより、新規出店に際しては選択の自由度はむしろ向上するものと考えております。当社におきましては、店舗閉鎖の先行による企業規模の過剰な縮小を防止し、将来の収益源の確保及び雇用の維持を目的として、慎重な判断を要するものではありませんが、新規出店は今後も進める方針であります。

なお、当第3四半期累計期間において、次の新規出店、業態変更及び店舗閉鎖を実施いたしました。

- 新規出店店舗 2店舗
大釜もつ煮五右衛門業態(新業態) 2店舗 (宮城県大崎市・神奈川県相模原市中央区)
- 業態変更店舗 1店舗
しゃぶ将軍田なべ業態 1店舗(茨城県土浦市)
- 店舗閉鎖 6店舗
忍家業態 5店舗(東京都国立市・東村山市、埼玉県川越市・越谷市、千葉県佐倉市)
うま囲業態 1店舗(東京都豊島区)

また、次の業態変更及び店舗閉鎖を決定いたしました。

- 業態変更店舗 2店舗
忍家業態 1店舗(栃木県宇都宮市) → うま囲業態
忍家業態 1店舗(千葉県鎌ヶ谷市) → たんとたん業態 ※新業態
- 閉鎖決定店舗 5店舗
忍家業態 3店舗(埼玉県富士見市・新座市、宮城県仙台市太白区)
巴業態 1店舗(宮城県仙台市青葉区)
味斗業態 1店舗(茨城県つくば市)

以上により、当第3四半期会計期間末の店舗数は93店舗となり、前年同四半期末及び前事業年度末に比べ4店舗減少いたしました。

業績につきましては、売上高は2,392,702千円となり前年同四半期に比べ2,334,003千円(49.4%)減少と非常に厳しい状況にあります。

また、販売費及び一般管理費は店舗休業に伴う変動費の減少及び不動産賃料の引き下げ等の固定費削減等により2,380,717千円と前年同四半期に比べ940,989千円(28.3%)減少しましたが、営業損失621,482千円・経常損失604,415千円と大幅な損失となりました。

なお、店舗休業に伴い発生しました休業手当147,060千円を特別損失に計上し、当該損失への補填として申請しました雇用調整助成金143,781千円を特別利益に計上いたしました。また、業績不振店及び閉鎖の決定した店舗にかかる減損損失149,941千円を計上し、店舗閉鎖に伴い発生した店舗閉鎖損失を17,369千円計上したほか、店舗閉鎖の決定に伴い発生が見込まれる損失16,248千円を店舗閉鎖損失引当金繰入額として計上いたしました。

以上の結果、四半期純損失は802,680千円となりました。

当第3四半期累計期間における経営成績は次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間		当第3四半期累計期間		増減対比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
売上高	4,726,705千円		2,392,702千円		△2,334,003千円	△49.4%
販売費及び一般管理費	3,321,707千円	70.3%	2,380,717千円	99.5%	△940,989千円	△28.3%
営業利益又は営業損失(△)	174,286千円	3.7%	△621,482千円	△26.0%	△795,768千円	—
経常利益又は経常損失(△)	179,305千円	3.8%	△604,415千円	△25.3%	△783,721千円	—
四半期純利益又は四半期純損失(△)	54,358千円	1.2%	△802,680千円	△33.5%	△857,038千円	—

当第3四半期累計期間におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。

	売上高		営業損失(△)	
	金額	前年同期増減対比	金額	前年同期増減対比
北関東エリア	1,043,488千円	△894,815千円 (△46.2%)	△80,398千円	△325,834千円 (—)
首都圏エリア	878,077千円	△1,131,880千円 (△56.3%)	△175,092千円	△402,435千円 (—)
東北エリア	470,425千円	△308,017千円 (△39.6%)	△40,898千円	△106,038千円 (—)
その他	710千円	710千円 (—)	△325,093千円	38,540千円 (—)

①北関東エリア

当セグメントは、茨城県・栃木県・群馬県に設置する店舗で構成しております。当セグメントを構成する店舗は、過半数が郊外に立地する店舗であり、それらの店舗は比較的長期保有の店舗となっております。

当社の保有する店舗は、一般的に酒類販売に依存の高い店舗となっており、酒類消費が減退傾向を強める社会情勢のなか、特に郊外型の店舗はその影響を強く受けているものと考えております。

また、当セグメントは新型コロナウイルス感染者数が比較的多い地域であり、新型コロナウイルス感染拡大に伴い発令された緊急事態宣言を受け、4月初旬から5月中旬にかけて全店舗の休業を実施し、その後順次全店舗の営業を再開いたしました。秋季の当該感染症の沈静化及び国及び地方公共団体の景気対策により一時的な回復はありましたが、冬季に入りコロナ感染症の感染拡大が強まるなか、時間短縮営業を余儀なくされる状況にあり、最繁忙期である12月の売上高は前年同月に比べ大幅な減少となりました。

店舗の状況につきましては、次の業態変更を実施いたしました。

忍家神立店(茨城県土浦市)→しゃぶ將軍田なべ土浦神立店

以上により、当第3四半期会計期間末の店舗数は40店舗と、前年同四半期末及び前事業年度末からの増減はありません。

また、当第3四半期累計期間において、次の業態変更及び店舗閉鎖を決定いたしました。

○業態変更

忍家宇都宮池上店 →うま囲宇都宮池上店(栃木県宇都宮市)

○店舗閉鎖

味斗つくばエビスタウン店(茨城県つくば市)

②首都圏エリア

当セグメントは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県に設置する店舗で構成しております。当セグメントを構成する店舗は、駅前に立地する店舗が大半を占めており、当該地域は集散人口が比較的多く広告宣伝に対する感度が高い地域と考えております。

また、当セグメントは新型コロナウイルス感染者が最も多い地域であり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い発令された緊急事態宣言を受け、4月初旬から5月下旬にかけて全店舗の休業を実施し、その後順次営業を再開いたしました。しかしながら、当該感染症の影響を最も大きく受ける地域であり、緊急事態宣言解除後においても外出自粛等の感染予防策が強く求められた地域であります。

更に、冬季に入りコロナ感染症の感染拡大が強まるなか、時間短縮営業を余儀なくされる状況にあり、最繁忙期である12月の売上高は前年同月に比べ大幅な減少となりました。

以上のとおり、当セグメントは当社が出店する地域において最も厳しい営業環境を強いられており、回復の足取りは最も鈍いエリアであり、売上高及び営業利益は前年同四半期に比べ大幅に下回り推移しております。

店舗の状況につきましては、次の新規出店及び店舗閉鎖を実施いたしました。

○新規出店

大釜もつ煮五右衛門相模原駅前店(神奈川県相模原市中央区)

○店舗閉鎖6店舗

忍家本川越駅前店(埼玉県川越市)

忍家越谷レイクタウン駅南口店(埼玉県越谷市)

忍家ユーカリが丘駅前店(千葉県佐倉市)

忍家国立店(東京都国立市)

忍家東村山駅前店(東京都東村山市)

うま囲巢鴨駅前店(東京都豊島区)

以上により、当第3四半期会計期間末の店舗数は35店舗となり、前年同四半期末に比べ4店舗減少し、前事業年度末に比べ5店舗減少いたしました。

また、当第3四半期累計期間において、次の業態変更及び店舗閉鎖を決定いたしました。

○業態変更

忍家新鎌ヶ谷店 → たんとたん新鎌ヶ谷店(千葉県鎌ヶ谷市)

○店舗閉鎖2店舗

忍家ふじみ野駅前店(埼玉県富士見市)

忍家志木駅東口店(埼玉県新座市)

③東北エリア

当セグメントは、宮城県・福島県・山形県に設置する店舗で構成しております。当セグメントを構成する店舗は、北関東エリアと同様に郊外に立地する店舗が多数を占めており、北関東エリアと同様の状況にあるものと考えております。

また、当セグメントは新型コロナウイルス感染者が比較的少ない地域ではありますが、当該感染症の感染拡大に伴い発令された緊急事態宣言を受け、4月初旬から5月中旬にかけて全店舗の休業を実施し、その後順次全店舗の営業を再開いたしました。当エリアにおきましても当該感染症の感染拡大に収束が見込めない状況のなか、極めて厳しい営業環境を強いられておりますが、一部地域においては急激に回復してまいりました。しかしながら、冬季に入りコロナ感染症の感染拡大が強まるなか、時間短縮営業を余儀なくされる状況にあり、最繁忙期である12月の売上高は前年同月に比べ大幅な減少となりました。

店舗の状況につきましては、次の新規出店を実施いたしました。

○新規出店

大釜もつ煮五右衛門古川駅前店(宮城県大崎市)

以上により、当第3四半期会計期間末の店舗数は18店舗と、前年同四半期末及び前事業年度末に比べ1店舗増加いたしました。

また、当第3四半期累計期間において、次の店舗閉鎖を決定いたしました。

忍家長町店(宮城県仙台市太白区)

巴仙台西口店(宮城県仙台市青葉区)

(財政状態の状況)

①資産の部

流動資産は、1,861,590千円となり前事業年度末に比べ118,750千円(6.8%)増加しました。

これは主に、「現金及び預金」の増加79,161千円、商品券の増加による「その他」の増加35,835千円等によるものであります。

固定資産は、980,528千円となり前事業年度末に比べ163,922千円(14.3%)減少しました。

これは主に、減価償却の進捗及び減損損失の計上に伴う「有形固定資産」の減少142,664千円、店舗閉鎖に伴う「敷金及び保証金」の減少13,289千円、返戻の進捗に伴う「長期貸付金」の減少9,582千円等によるものであります。

②負債の部

流動負債は、1,391,963千円となり前事業年度末に比べ765,384千円(122.2%)増加しました。

これは主に、「短期借入金」の増加500,000千円、社会保険料及び法人税等の納付の延長等による「未払金」の増加197,052千円及び「未払法人税等」の増加21,034千円、店舗閉鎖に伴う「店舗閉鎖損失引当金」の増加15,506千円及び「資産除去債務」の増加59,515千円等に対し、「賞与引当金」の減少14,514千円、「株主優待引当金」の減少22,417千円等によるものであります。

固定負債は、425,562千円となり前事業年度末に比べ2,102千円(0.5%)減少しました。

これは主に、閉鎖店舗にかかる原状回復義務の履行及び消滅に伴う「資産除去債務」の減少41,358千円に対し、主に長期前受収益の増加等による「その他」の増加39,256千円によるものであります。

③純資産の部

純資産合計は、1,024,592千円となり前事業年度末に比べ808,454千円(44.1%)減少しました。

これは主に、「四半期純損失」802,680千円、「剰余金の配当」19,843千円に対し、「その他有価証券評価差額金」の増加14,069千円によるものであります。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,280,000
計	20,280,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,670,000	5,670,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は 100株であります。
計	5,670,000	5,670,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	—	5,670,000	—	292,375	—	282,375

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,668,900	56,689	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	普通株式 700	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,670,000	—	—
総株主の議決権	—	56,689	—

(注)「完全議決権株式数(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の失念株200株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年12月31日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ホリイフードサービス 株式会社	茨城県水戸市城南 三丁目10番17号	400	—	400	0.01
計	—	400	—	400	0.01

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,525,441	1,604,602
売掛金	58,332	56,651
原材料	42,168	40,710
前払費用	99,623	106,514
その他	17,275	53,110
流動資産合計	1,742,839	1,861,590
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	330,113	200,978
その他（純額）	46,470	32,941
有形固定資産合計	376,584	233,919
無形固定資産	6,827	4,837
投資その他の資産		
長期貸付金	102,183	92,600
敷金及び保証金	517,230	503,941
長期預金	17,500	22,000
その他	124,125	123,229
投資その他の資産合計	761,039	741,772
固定資産合計	1,144,451	980,528
資産合計	2,887,291	2,842,118

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	118,935	122,890
短期借入金	—	※ 500,000
未払金	229,502	426,554
未払法人税等	25,638	46,673
賞与引当金	33,399	18,884
店舗閉鎖損失引当金	1,463	16,969
株主優待引当金	22,417	—
資産除去債務	—	59,515
その他	195,222	200,474
流動負債合計	626,578	1,391,963
固定負債		
資産除去債務	404,832	363,473
その他	22,831	62,088
固定負債合計	427,664	425,562
負債合計	1,054,243	1,817,525
純資産の部		
株主資本		
資本金	292,375	292,375
資本剰余金	282,375	282,375
利益剰余金	1,261,194	438,670
自己株式	△192	△192
株主資本合計	1,835,751	1,013,228
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,704	11,364
評価・換算差額等合計	△2,704	11,364
純資産合計	1,833,047	1,024,592
負債純資産合計	2,887,291	2,842,118

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
売上高	4,726,705	2,392,702
売上原価	1,230,711	633,467
売上総利益	3,495,994	1,759,235
販売費及び一般管理費	3,321,707	2,380,717
営業利益又は営業損失(△)	174,286	△621,482
営業外収益		
受取利息	1,246	1,074
受取配当金	2,293	3,103
補助金収入	—	8,900
その他	1,630	6,021
営業外収益合計	5,169	19,098
営業外費用		
支払利息	120	1,776
その他	29	255
営業外費用合計	150	2,032
経常利益又は経常損失(△)	179,305	△604,415
特別利益		
雇用調整助成金	—	※1 143,781
特別利益合計	—	143,781
特別損失		
固定資産売却損	16,725	—
固定資産除却損	405	1,090
減損損失	※2 36,778	※2 149,941
店舗閉鎖損失	2,938	17,369
店舗閉鎖損失引当金繰入額	17,857	16,248
休業手当	—	※3 147,060
特別損失合計	74,706	331,710
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	104,599	△792,344
法人税等	50,241	10,335
四半期純利益又は四半期純損失(△)	54,358	△802,680

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益または税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

当第3四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

当社は、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び収束後の営業活動の再開と売上高の回復について、前事業年度末においては、売上高が従前の水準まで回復するには少なくとも2021年3月末頃までかかるものと仮定しておりました。

当事業年度に入り、2020年5月に緊急事態宣言が解除された後、売上高は徐々に回復してまいりました。しかしながら、冬季に入り再度の感染拡大への対応として時間短縮営業を行ったことにより、売上高は再び悪化に転じております。また、2021年1月には再度緊急事態宣言が発令されたことを受けて一部店舗で休業を行うなど、新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ不透明な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、売上高は2021年から2022年にかけて回復は進むものの、2023年頃までは一定の影響が続くものと仮定を変更いたしました。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、上記の仮定に基づいて固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローの見積り及び税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の見積りを行っており、仮定を変更した結果、当第3四半期累計期間において、固定資産の減損損失を141,841千円計上いたしました。

(四半期貸借対照表関係)

※ 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約及び取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当四半期会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
当座借越限度額及びコミットメントライン契約の総額	600,000千円	2,400,000千円
借入実行残高	—	500,000千円
差引額	600,000千円	1,900,000千円

(四半期損益計算書関係)

※1 雇用調整助成金

当第3四半期累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため店舗休業を実施し、それに伴う休業手当の支給にかかる雇用調整助成金の特例措置の適用を受けたものであります。当該支給申請額及び決定額を雇用調整助成金として特別利益に計上しております。

※2 減損損失

前第3四半期累計期間(自2019年4月1日至2019年12月31日)

当第3四半期累計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

エリア	用途	種類	減損損失 (千円)
北関東	店舗	その他	1,251
首都圏	店舗	建物	23,584
		その他	293
東北	店舗	建物	7,492
		その他	4,155
合計			36,778

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行い減損会計を適用しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額した当該減少額(30,369千円)、及び当第3四半期累計期間において新たに閉鎖が確定した店舗について帳簿価額を回収可能額まで減額した当該減少額(6,409千円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため零として評価しております。

当第3四半期累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

当第3四半期累計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

エリア	用途	種類	減損損失 (千円)
北関東	店舗	建物	43,248
		その他	10,246
首都圏	店舗	建物	70,787
		その他	9,522
東北	店舗	建物	14,425
		その他	1,709
合計			149,941

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行い減損会計を適用しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額した当該減少額(145,576千円)、及び当第3四半期累計期間において新たに閉鎖が確定した店舗について帳簿価額を回収可能額まで減額した当該減少額(4,364千円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを5.47%で割引いて算定しております。

※3 休業手当

当第3四半期累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため店舗休業を実施し、休業手当を支給しました。

当該支給額を休業手当として特別損失に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	97,160千円	62,158千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	39,686	7.00	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	19,843	3.50	2020年3月31日	2020年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
関連会社に対する投資の金額	6,000千円	6,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	20,466千円	14,597千円

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額又は 投資損失(△)の金額	1,272千円	△5,868千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	北関東エリア	首都圏エリア	東北エリア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,938,304	2,009,958	778,443	4,726,705	—	4,726,705
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,938,304	2,009,958	778,443	4,726,705	—	4,726,705
セグメント利益又は損失(△)	245,436	227,343	65,140	537,920	△363,633	174,286

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、報告セグメントに配分されない全社費用であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「北関東エリア」セグメントにおいて、新たに閉鎖を決定した2店舗の帳簿価額を回収可能額まで減額した減少額1,251千円を減損損失として特別損失に計上しております。

「首都圏エリア」セグメントにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額した減少額18,912千円、新たに閉鎖を決定した1店舗の帳簿価額を回収可能額まで減額した減少額4,966千円の合計額23,878千円を減損損失として特別損失に計上しております。

「東北エリア」セグメントにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額した減少額11,456千円、新たに閉鎖を決定した1店舗の帳簿価額を回収可能額まで減額した減少額191千円の合計額11,648千円を減損損失として特別損失に計上しております。

II 当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	北関東エリア	首都圏エリア	東北エリア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,043,488	878,077	470,425	2,391,992	710	2,392,702
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,043,488	878,077	470,425	2,391,992	710	2,392,702
セグメント損失(△)	△80,398	△175,092	△40,898	△296,388	△325,093	△621,482

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、報告セグメントに配分されない収入及び全社費用であります。

2 セグメント損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「北関東エリア」セグメントにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額した減少額53,495千円を減損損失として特別損失に計上しております。

「首都圏エリア」セグメントにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額した減少額75,945千円、新たに閉鎖を決定した5店舗の帳簿価額を回収可能額まで減額した減少額4,364千円の合計額80,310千円を減損損失として特別損失に計上しております。

「東北エリア」セグメントにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額した減少額16,135千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)	9円 59銭	△141円 58銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	54,358	△802,680
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	54,358	△802,680
普通株式の期中平均株式数(株)	5,669,561	5,669,561

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(コミットメントラインの契約締結について)

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う売上高の減少による資金繰り悪化リスクに対して機動的な対応を可能とするため、2020年5月15日に締結しましたコミットメントラインを次の内容により更新することを決議し、2021年2月12日付で契約を締結いたしました。

(契約内容)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1)借入先 | 水戸信用金庫 |
| (2)コミットメントラインの総額 | 2,000,000千円 |
| (3)契約締結日 | 2021年2月12日 |
| (4)借入の用途 | 運転資金 |
| (5)コミットメント期間 | 2021年2月12日から2023年2月10日まで |
| (6)借入条件 | 固定金利 |
| (7)担保 | 無担保・無保証 |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月15日

ホリイフードサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 剛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福島 啓之 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているホリイフードサービス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ホリイフードサービス株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月15日
【会社名】	ホリイフードサービス株式会社
【英訳名】	Horiifoodservice Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 明久
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営管理本部長 大貫 春樹
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市城南三丁目10番17号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長藤田明久及び当社最高財務責任者大貫春樹は、当社の第39期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。